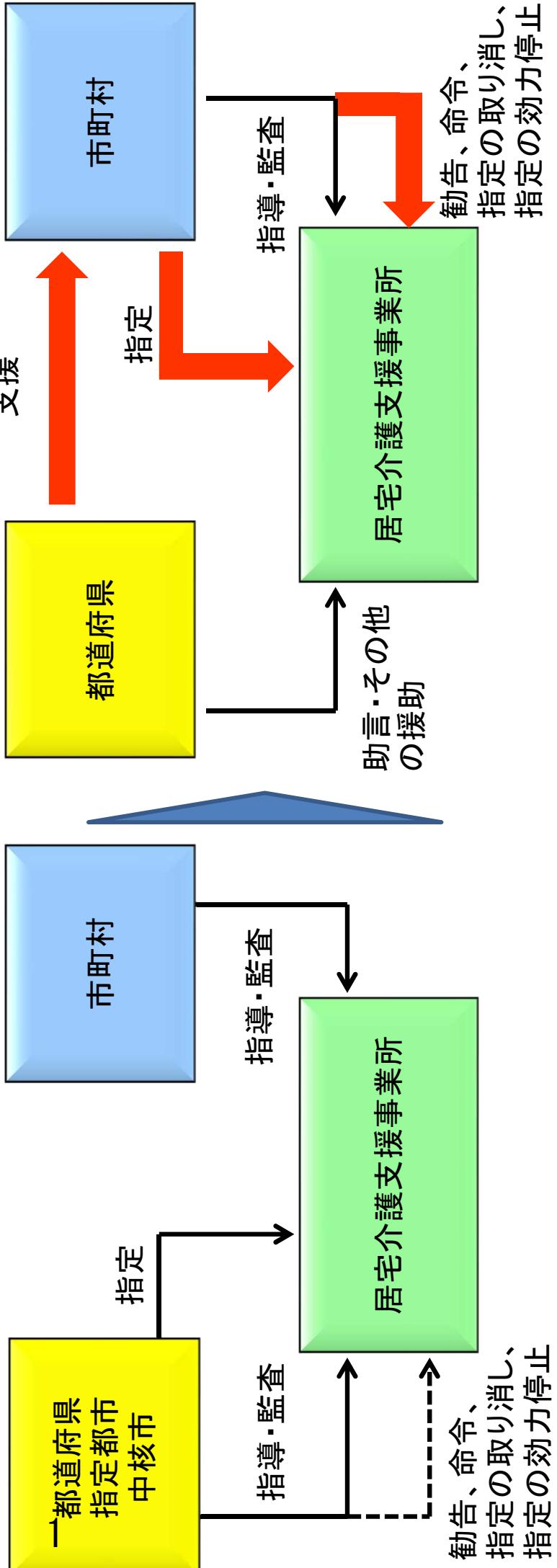


居宅介護支援事業者の指定権限の移譲について

【平成26年改正時にに対応】

- 居宅介護支援事業者の指定権限について、都道府県から市町村に移譲する。(平成30年4月施行)
※ 大都市等の特例により、指定都市及び中核市については、既に指定権限が移譲されている。

<現行>



○居宅介護支援事業所の市町村移行に関する Q&A

※基準省令が改正される可能性があるため、変更となる場合があります。

問 1 市町村への居宅介護支援事業所の指定等に係る権限移譲は、いつからですか。

答 1 平成 30 年 4 月 1 日からです。

なお、介護支援専門員の登録・監督等は引き続き県が所管します。

問 2 介護支援専門員への指導権限は、市町村に移譲されないのでですか。

答 2 権限移譲されるのは、居宅介護支援事業所の指定権限であり、介護支援専門員の登録、登録抹消等の指導権限は移譲されません。

問 3 新規申請はどこにすればよいですか。

答 3 平成 30 年 4 月 1 日までに指定を希望する場合は、30 日前までに県に申請します。

平成 30 年 4 月 2 日以降に指定を希望する場合は、事業所の所在する市町村に申請します。早めに市町村に事前相談してください。

問 4 居宅介護支援事業所の更新申請は、どこにすればよいですか。

答 4 有効期限が平成 30 年 4 月 1 日の事業所は、県に更新申請します。

(該当する事業所には、平成 29 年 11 月中に、県から通知を発送しました。)

有効期限が平成 30 年 4 月 2 日以降の事業所は、事業所所在の市町村に申請します。早めに市町村に事前相談してください。

問 5 変更届等はどこに提出すればよいですか。

答 5 平成 30 年 4 月 1 日以降は、事業所所在の市町村へ提出します。

問6 新規申請書や更新申請書、変更届等の様式に違いはありますか。

答6 各種様式は、各市町村が定めています。各市町村のホームページ等で提供されているので、詳しくは各市町村へお問合せ下さい。

問7 事業所を他の市町村へ移転する場合の手続きはどうなりますか。

答7 事業所所在地の市町村から別の市町村へ移転する場合は、指定権者が変わるために、移転元の市町村に廃止届（移転の1か月前までに届出）を提出するとともに、移転先の市町村に新規申請（移転の1か月前まで）をする必要があります。
(新規事業所として指定され、事業所番号も新しく付番されます。)
なお、事業所を移転しようとする場合は、必ず事業所所在の市町村や移転先の市町村と事前協議を行ってください。

問8 「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」（加算届）は、どこに提出すればよいですか。

答8 平成30年4月1日から算定する加算は、3月15日までに県に提出します。
平成30年5月1日以降に算定する加算は、前月の15日までに市町村へ提出が必要です。

問9 特定事業所集中減算のチェックシートは、どこに提出すればよいですか。

答9 平成29年度後期分のチェックシートは、3月15日までに県に提出します。
4月以降、市町村から通知が発出されます。
平成30年度前期分のチェックシートからは、市町村に提出します。

問10 国保連への請求事務手続きに変更はありますか。

答10 変更ありません。

ただし、国保連への請求が返戻になった場合等に、届出状況を確認する際は、事業所の所在する市町村に問い合わせてください。

問1 1 実施地域の取扱いに変更はありますか。

答1 1 変更ありません。

問1 2 現在、指定権限が委譲されている3市（常総市、つくば市、笠間市）に所在する事業所について、手続き等に変更はありますか。

答1 2 既に権限委譲されている3市（常総市、つくば市、笠間市）に所在する事業所は、平成30年4月以降も各種届出等の手続きについて、変更はありません。

ただし、事業所所在地の市町村（常総市、つくば市、笠間市）から別の市町村へ移転する場合は、平成30年4月以降は、指定権者が県ではなく、移転先の市町村となるため、移転元の市町村に廃止届（移転の1か月前まで）を提出するとともに、移転先の市町村に新規申請（移転の1か月前まで）をする必要があります。（新規事業所として指定され、事業所番号も新しく付番されます。）

なお、事業所を移転しようとする場合は、必ず事業所所在の市町村や移転先の市町村と事前協議を行ってください。